

# 平成二十六年三月 定例会の概要

平成二十六年三月定例会は、三月五日に開会し、二十六日まで二十二日間の会期で開きました。

定例会初日の五日には、市長の施政方針説明、専決処分報告、市長から提出された議案の上程、説明が行われた後、各委員長が行政調査報告を行いました。

七日、十日及び十一日には、十名の議員が一般質問を行い、十一日の一般質問終了後、市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案を委員会へ付託しました。

十二日から十四日及び二十日には、各常任委員会及び予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の二十六日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受けて、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は五十一議案を可決し、島原市公平委員会委員の選任については山本喜世子氏、島原市固定資産評価員の選任については本多敏治氏にそれぞれ同意し、閉会しました。

## 議会ひとくちメモ (37)



○所管事務の調査とは  
常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、議会運営委員会は、議会の運営に関する事項等について調査を行う権限を有しており、この委員会固有の権限に基づく所管事務を調査することをいいます。

元来、常任委員会は議会の予備的審査機関として、議会から付託された事件を審査して、その結果を議会に報告し、議会として最終的な意思決定に資することをその主な任務としているため、常任委員会は、受動的に案件を審査することが常態となっております。

しかし、所管事務調査は、常任委員会が自主的にその所管事務を取り上げ、積極的に調査を行うことができる権限といえます。

### ○閉会中の継続審査とは

会議に付された事件について、会期中に議了できず、付託を受けた委員会が閉会中も引き続き審査を行うことをいいます。

継続審査の対象となる事件は、特に限定されず、審査事件、調査事件のいずれであってもよいとされています。

継続審査に期限を付したときは、その期限まで審査を行うこととなりますが、期限を付さないときは、次の定例会までと解されています。

島原市では、三月定例会において、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出により、各部門に属する事項について、所管事務調査及び継続審査の議決を行い、調査結果の報告を本会議で行っています。

## 会期日程

三月

五日(水)	本会議	市長の施政方針説明 議案上程、説明
六日(木)	休会	議案調査
七日(金)	本会議	一般質問(四名)
八日(土)	休会	
九日(日)	本会議	一般質問(四名)
十日(月)	本会議	一般質問(四名)
十一日(火)	本会議	一般質問(二名)、議案質疑、 委員会付託
十二日(水)	委員会	付託案件審査(総務委員会)
十三日(木)	委員会	付託案件審査(産業建設委員 会)
十四日(金)	委員会	付託案件審査(教育厚生委員 会)
十五日(土)	休会	
十六日(日)	休会	
十七日(月)	休会	議事整理
十八日(火)	休会	議事整理
十九日(水)	休会	議事整理
二十日(木)	委員会	付託案件審査(予算審査特別 委員会)
二十一日(金)	休会	
二十二日(土)	休会	
二十三日(日)	休会	
二十四日(月)	休会	議事整理
二十五日(火)	休会	議事整理
二十六日(水)	本会議	委員会審査報告、議案上程、 説明、質疑、表決